

ご利用ください 子育て支援サービス

一時的な保育や家事の援助など、子育てを支援するサービスを紹介します。
くわしくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

産前・産後の大変なときに 育児支援ヘルパー事業



産前・産後の大変な時期に、ヘルパーを派遣して育児や家事などを支援します。利用希望日の1週間前までに申請が必要です(子ども1人につき4回まで)。

- 対象 産前1か月～産後1年未満
- 時間 午前9時～午後5時(1回当たり2時間以内。土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 費用 1回500円(減免制度あり)
- 申子ども家庭支援センター ☎ (528) 6871へ

一時的に子どもを預けたいときに 一時預かり保育



理由を問わず、市内15か所の保育園等で子どもを一時的に預かります。事前に利用する施設での面接・登録が必要です。

- 対象 生後57日～学齢前(施設により受け入れ月齢が異なります)
- 時間 ▶みらいっこ保育室(子ども未来センター内)＝午前8時30分～午後5時(第3月曜日、年末年始を除く) ▶その他の施設＝午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日等の休園日を除く)
- 費用 2,000円～4,000円程度(時間により異なります)
- 問市保育課・内線1323

育児を手伝ってほしいときに ファミリー・サポート・センター



子育てを手助けしてほしい人と、お手伝いできる人が会員になって助け合う制度です。内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時保育など。事前に登録をしていただき、必要なときにサポートできる方を紹介します。

- 対象 0歳～小学生
- 費用 1時間700円～900円(時間、曜日により異なります)
- 申ファミリー・サポート・センター ☎ (528) 6873へ

子どもが病気やけがのときに 病児保育室



子どもが病気やけがで通園・通学ができないときなどに、一時的にお預かりします。利用には事前に登録が必要です。

- 対象 生後4か月～小学3年生
- 時間 午前8時30分～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 費用 1日2,500円(減免制度あり)
- 申▶ぼけっと病児保育室[幸町1-11-3さいわいこどもクリニック内] ☎ (536) 7333 ▶子ども診療所病児保育室ぱおぱお[錦町1-23-25立川相互病院付属子ども診療所内] ☎ (521) 2777へ
- 問市保育課・内線1324

子ども総合相談窓口

子育てに関する漠然とした悩みや不安など、誰かに聞いてもらいたい、相談したい、というようなときはお電話ください(☎(529)8566)。お話を聞いて課題を整理したり、関係機関と連携して支援につなげていきます。来所相談もできます。

▼受付時間▶月曜～土曜日、午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) ▼場所▶子ども未来センター1階

問子ども家庭支援センター ☎ (528) 6871

ひとり親家庭の方へ就労に関する給付金

受給には事前相談が必要です。

●高等職業訓練促進給付金 看護師・介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に給付されます ▼対象▶20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方 ▼児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準である ▼修業年限が1年以上の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる ▼就業または育児と修業の両立が困難であると認められる ▼過去にこの給付金を受給していない ▼対象資格▶看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師等 ▼対象期間▶修業期間中の全期間(上限3年) ▼支給額▶月額10万円(課税世帯は月額7万円)

500円)

自立支援教育訓練給付金 就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に給付されます ▼対象▶20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方 ▼児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準である ▼雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない ▼当講座の受講が適職に就くために必要である ▼過去にこの給付金を受給していない ▼対象講座▶雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等 ▼支給額▶修了した対象講座受講料の60%(上限20万円、ただし1万2000円以下は対象外)

問子育て推進課・内線1345

小学新1年生に義務教育就学児医療証を発送

4月に、小学1年生になるお子さんがいる家庭に義務教育就学児医療証(4月1日(日)から有効)を3月15日(木)に発送します。これまでの乳幼児医療証は、4月1日(日)から使用できなくなります。なお、所得制限を超えている場合やひとり親家庭等医療証がすでに発行されている場合は、発送しません。くわしくは、お問い合わせください。

有効期限が過ぎている医療証は、子育て推進課(市役所1階21番窓口)、窓口サービスセンター(立川タクロス1階)、各連絡所で回収します。

問子育て推進課・内線1347

春休みを楽しく有意義に

子どもたちにとって春休みは、進級や進学、就職など、人生の転機となる時期で、将来への希望と新しい環境に対する不安や緊張が混在し、精神的に不安定になりやすいときです。

そこで、市と立川市青少年問題協議会は、3月20日(火)～4月10日(火)を「春休み対策期間」として「しっかりと生活目標をもち、希望にあふれる春休みになろう」を重点目標に啓発活動などを行います。

子どもたちが春休みを楽しく、安全に、充実して過ごせるよう、次のことを心がけてください。

- 大人からあいさつや声かけをしましょう。
- 地域で子どもたちの見守りを行いましょう。
- 家庭では、進級や進学、就職に向けた心構えなどを話題にしましょう。
- 新しい生活に備え、心の準備をさせましょう。
- 早寝・早起きなど規則正しい生活をさせましょう。
- スマートフォンやインターネットの適切な利用について親子で話し合いましょう。
- 子どもが不審者に出会ったり、無理に連れて行かれそうになったりしたときのために、「こども110番」のステッカーが貼ってあるお店や家の場所を親子で確認しておきましょう。

問立川市青少年問題協議会事務局(子ども育成課内) 内線1305、指導課・内線2498